

平成 31 年 4 月吉日

組合員各位

情報ベンチャー協同組合

平成 31 年 4 月 1 日からの大口・多頻度割引の割引率について

春暖の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平素より、ETC コーポレートカードをご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、平成 31 年 4 月 1 日からの大口・多頻度割引について、下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 車両単位割引

自動車 1 台ごとの 1 か月の高速国道・一般有料道路 のご利用額	割引率
5 千円を超え、1 万円までの部分	10% (20%)
1 万円を超え、3 万円までの部分	20% (30%)
3 万円を超える部分	30% (40%)

高速国道と一般有料道路のご利用額は別々に計算されます。

※ () 内は、ETC2.0 を使用する事業用車両 (注) に限り適用される割引率です。(令和 2 年 (2020 年) 3 月末まで)

(注) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 58 条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 35 条の 3 第 1 項第 13 号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第 63 条の 2 に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されている ETC2.0 搭載車両。

以上